

監査公表第 646 号

定期監査（工事）の結果を受けて京都市長が講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 22 年 12 月 10 日

京都市監査委員 富 喜久夫
同 安 井 勉
同 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

平成 21 年度定期監査（工事）（平成 22 年 5 月 10 日監査公表第 637 号）

（都市計画局－1）

指 摘 事 項
<p>(ア) 再委託の承認について</p> <p>保守管理業務委託の再委託において、委託契約書により、契約に係る義務の履行を第三者に委託する場合、あらかじめ文書により市長の承認を得ることとなっているが、業務の一部について、文書による承認をせず、再委託を了承していた。</p> <p>再委託の承認に当たっては、委託契約書に基づいて、文書による承認を行うようにされたい。</p> <p>（三条地区機械式立体駐車場保守管理業務委託 すまいまちづくり課）</p>

講 じ た 措 置
<p>住宅室においては、平成 21 年度契約分から、委託契約書に基づき本来行うべき文書による承認を行うよう徹底した。</p> <p>今後、同様の事案に対して適切に対応するため、今回の指摘内容と講じた措置について、住宅室を始め局内の関係各課へ都市総務課から周知し、再発防止を図った。</p>

指 摘 事 項

(ア) 適用する工種区分について

工事費の積算において、適用する主たる工種区分を「河川・道路構造物工事」の率を適用して間接工事費の計算をするべきところ、「河川維持工事」の率を適用して計算したため、過小積算となっていた。

工種区分の適用を誤ると、積算結果が過大又は過小となり、適正な工事予定価格が得られない。

主たる工事内容による工種区分を適切に選定し、適正な積算に努められたい。

(橋りょう補修工事 (栃本橋) 調整管理課 (京北分室))

講 じ た 措 置

工事費の積算において、適用する主たる工種区分を誤り、積算結果が過小となり、適正な工事予定価格が得られなかったと指摘を受けたことに対して、平成２２年５月１１日に「平成２１年度定期監査（工事）指摘事項に関する京北分室担当者会議」を開催し、今後は、積算基準を遵守し、主たる工事内容による工種区分を適切に選定し、適正な積算、照査に努めることをこれまで以上に徹底することを確認した。

また、建設局の技術を統括している監理検査課から、平成２２年８月５日付けで、積算業務を担当するすべての所属に平成２１年度定期監査（工事）結果の内容を周知し、今後同様の指摘がなされないよう注意喚起を促した。

指 摘 事 項

(ア) 再委託の承認について

委託契約書において、契約に係る業務の執行を第三者に委託する場合、あらかじめ市長の承認を得ることとなっているが、文書による承認をせず、再委託を了承していたものがあった。

また、契約事務規則によると、事前に文書による承認を得ずに契約の相手方が義務の履行を第三者に委託すること（以下「未承諾再委託」という。）は禁止されているが、再委託を了承していたものがあった。

委託業務の再委託の承認については、委託契約書に未承諾再委託の禁止に関する条項を定め、受託者に承認願いを提出させ、承認する場合は適切な事務処理を行われたい。

(平成 20 年度道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金徴収事務委託，平成 20 年度出町駐車場の駐車料金の徴収事務委託 自転車政策課)

講 じ た 措 置

平成 22 年度京都市道路附属物自転車等駐車場等管理運営業務委託に関する契約書（出町駐車場の駐車料金の徴収事務委託を含む）においては、第 2 条第 3 項で「受託者は、本市の承認を得て、委託された業務を執行するために必要となる施設及び付属設備の維持管理並びに物品の調達に関する事項について再委託することができる」と定め、未承諾再委託の禁止を明記した。

また、受託者である京都市自転車等駐車場管理コンソーシアムに対し、契約に係る業務の執行を第三者に委託する場合は、事前に本市に承認願いを提出するよう指導した結果、平成 22 年 3 月 26 日に再委託承諾申請書が提出されたため、平成 22 年 4 月 1 日付けで承認を行った。

(監査事務局)